自薦

別記

第１号様式

「京もの活用協力店」登録申請書

平成　　年　　月　　日

京都府知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の

職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 職・氏名 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

下記の店舗について、京もの工芸品を応援する「京もの活用協力店」の登録のため、関係書類を添えて申請します。

１　登録を申請する店

|  |  |
| --- | --- |
| (ふりがな)店　名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 所在地 |  |
| 電話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| HPアドレス |  |

２　加入している業種別の団体

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 |  |
| 名　　称 |  |
| 名　　称 |  |

３　概　　要

(該当する□にチェックを付け、内容を記載してください)

|  |  |
| --- | --- |
| 開業年月日 |  |
| 業態区分 | □京料理　□その他和食（　　　　　　　　　）　□フランス料理　□イタリア料理　□中華料理　□その他料理（　　　　　　　）　□ホテル　　□旅館□その他業種（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 従業員数 | 　　　　　　　　　　人 |
| 客席数 | 　　　　　　　　　　席 |
| 宿泊室数 | 　　　　　　　　　　室 |
| 営業時間 | 午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分 |
| 定休日 |  |
| 店の特徴ＰＲポイント |  |

４　常時活用している主な京もの工芸品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京もの工芸品名（下記の品目から選択記載してください） | 常時活用方法（下記の例を参考に具体的に記載してください） | 数量 | 購入時期 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※証明書（第２号様式）を添付してください。

◇「京もの工芸品」とは、京都府が指定する「京もの指定工芸品(34品目)」、「京もの技術活用品」(丹後ちりめん工芸品)及びそれに準ずる製品をいう。

■「京もの指定工芸品」(34品目)

西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小紋、京繍、京くみひも、京黒紋付染、京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、

京房ひも・撚ひも、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、丹後藤布、黒谷和紙、丹後ちりめん、京たたみ、京印章、京七宝、京竹工芸

■「京もの技術活用品」(１品目)

丹後ちりめん工芸品

◆常時活用方法の例

　①食事メニューで一品以上で使用

（例：京焼・清水焼の器・箸置き等、京漆器の器、京竹工芸の箸､京の金属工芸品のカトラリー　等）

　②店内の部屋のしつらえとして一室以上で使用

（例：京表具、京版画。京人形、京陶人形、京扇子、京うちわ、京焼・清水焼の花入れ、京指物の机、西陣織のクッション　等）

③店全体のしつらえの一部で使用

（例：京石工芸品、北山丸太、京たたみ､京銘竹　等）

④店内で使用

（例:京の色紙短冊和本帖・黒谷和紙のお品書き　等）

※上記以外でも常時活用している場合があれば、常時活用方法に記載してください。

５　写真

（１）店構え

（２）京もの工芸品活用の様子

第２号様式

京もの工芸品納品証明書

平成　　年　　月　　日

京都府知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　団体の名称

　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 職・氏名 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

下記のとおり「京もの工芸品」を納入したことを証明します。

記

１　納入した店舗

|  |  |
| --- | --- |
| (ふりがな)店　名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| HPアドレス |  |

２　納品した京もの工芸品（下記｢京もの工芸品｣記載の工芸品のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京もの工芸品名（下記品目から選択記載してください） | 内訳 | 数量 | 納品時期 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

◇「京もの工芸品」とは、京都府が指定する「京もの指定工芸品(34品目)」、「京もの技術活用品」(丹後ちりめん工芸品)及びそれに準ずる製品をいう。

■「京もの指定工芸品」(34品目)

西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小紋、京繍、京くみひも、京黒紋付染、京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、

京房ひも・撚ひも、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、丹後藤布、黒谷和紙、丹後ちりめん、京たたみ、京印章、京七宝、京竹工芸

■「京もの技術活用品」(１品目)

丹後ちりめん工芸品

【参考】

◆常時活用方法の例

　①食事メニューで一品分以上使用

（例：京焼・清水焼の器・箸置き等、京漆器の器、京竹工芸の箸､京の金属工芸品のカトラリー　等）

　②店内の部屋のしつらえとして一室以上で使用

（例：京表具、京版画。京人形、京陶人形、京扇子、京うちわ、京焼・清水焼の花入れ、京指物の机、西陣織のクッション　等）

③店のしつらえの一部で使用

（例：京石工芸品、北山丸太、京たたみ､京銘竹　等）

④店内で使用

（例:京の色紙短冊和本帖・黒谷和紙のお品書き　等）

※上記常時活用例以外の場合は、常時活用方法に具体的に記載してください。

他　薦

第３号様式

「京もの活用協力店」登録推薦書

平成　　年　　月　　日

京都府知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の

職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 職・氏名 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

下記の店舗について、京もの工芸品を応援する「京もの活用協力店」として、推薦します。

１　登録を推薦する店

|  |  |
| --- | --- |
| (ふりがな)店　名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 業　種 |  |
| 所在地 |  |
| 電話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| HPアドレス |  |
| 連絡先担当者 |  |

２　納品した京もの工芸品（下記｢京もの工芸品｣記載の工芸品のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京もの工芸品名（下記品目から選択記載してください） | 常時活用方法（下記の例を参考に具体的に記載してください） | 数量 | 納品時期 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

◇「京もの工芸品」とは、京都府が指定する「京もの指定工芸品(34品目)」、「京もの技術活用品」(丹後ちりめん工芸品)及びそれに準ずる製品をいう。

■「京もの指定工芸品」(34品目)

西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小紋、京繍、京くみひも、京黒紋付染、京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、

京房ひも・撚ひも、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、丹後藤布、黒谷和紙、丹後ちりめん、京たたみ、京印章、京七宝、京竹工芸

■「京もの技術活用品」(１品目)

丹後ちりめん工芸品

◆常時活用方法の例

　①食事メニューで一品以上使用

（例：京焼・清水焼の器・箸置き等、京漆器の器、京竹工芸の箸､京の金属工芸品のカトラリー　等）

　②店内の部屋のしつらえとして一室以上で使用

（例：京表具、京版画。京人形、京陶人形、京扇子、京うちわ、京焼・清水焼の花入れ、京指物の机、西陣織のクッション　等）

③店のしつらえの一部で使用

（例：京石工芸品、北山丸太、京たたみ､京銘竹　等）

　④店内で使用

（例:京の色紙短冊和本帖・黒谷和紙のお品書き　等）

※上記常時活用例以外の場合は、常時活用方法に具体的に記載してください。

他　薦

第３号様式の２　産地組合用

「京もの活用協力店」登録推薦書

平成　　年　　月　　日

京都府知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の

職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者 | 職・氏名 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

別紙の店舗について、京もの工芸品を応援する「京もの活用協力店」として、推薦します。

◇「京もの工芸品」とは、京都府が指定する「京もの指定工芸品(34品目)」、「京もの技術活用品」(丹後ちりめん工芸品)及びそれに準ずる製品をいう。

■「京もの指定工芸品」(34品目)

西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小紋、京繍、京くみひも、京黒紋付染、京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、

京房ひも・撚ひも、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、丹後藤布、黒谷和紙、丹後ちりめん、京たたみ、京印章、京七宝、京竹工芸

■「京もの技術活用品」(１品目)

丹後ちりめん工芸品

◆常時活用方法の例

　①食事メニューで一品以上で使用

（例：京焼・清水焼の器・箸置き等、京漆器の器、京竹工芸の箸､京の金属工芸品のカトラリー　等）

　②店内の部屋のしつらえとして一室以上で使用

（例：京表具、京版画。京人形、京陶人形、京扇子、京うちわ、京焼・清水焼の花入れ、京指物の机、西陣織のクッション　等）

③店のしつらえの一部で使用

（例：京石工芸品、北山丸太、京たたみ､京銘竹　等）

　④店内で使用

（例:京の色紙短冊和本帖・黒谷和紙のお品書き　等）

※上記常時活用例以外の場合は、常時活用方法に具体的に記載してください。